

「ドローン操縦士免許 学科試験的中間題集」
教則の第 5 版への移行および訂正に伴う変更の対照表

【凡例】

【5 版】 教則第 4 版から第 5 版への移行、および小型無人機等飛行禁止法の改正に伴う変更（青）

【訂正】 誤りの訂正（赤）

変更・追記された部分を色文字で示しています。ページ順に並べていますので、上から順にお手持ちの問題集へ書き込んでください。最後の 1 件は、オーム社 Web サイトでダウンロードいただける追加問題に関するものです。

箇所	現行版	変更内容
【5 版】p.45 問題 53 解説	選択肢 3）の農薬散布は、液体または霧（エアゾル）の空中散布を行うことで「物件投下」の規制に抵触する。加えて、農薬という薬品（毒物類）を無人航空機に搭載・運搬することから、「危険物の輸送」の規制にも抵触する。	解説の内容に変更はありません。次を補足します。 教則第 5 版では、航空法施行規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号の要件を満たす農薬等の空中散布については、夜間飛行・目視外飛行・第三者から 30m 未満の飛行・危険物の輸送・物件の投下に係る承認手続き等が不要となりました。 規制に抵触するかどうかと、承認手続きが必要かどうかは別の話です。抵触すること自体に変更はありません。
【5 版】p.64 POINT「小型無人機等飛行禁止法の概要」	これら重要施設及びその周囲おおむね 300 m の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止するものである。	これら重要施設及びその周囲 おおむね 1,000 m の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止するものである。
【5 版】p.64 POINT「飛行禁止の対象となる重要施設」	重要施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）及びその周囲おおむね 300 m の上空（イエロー・ゾーン）においては小型無人機等を飛行させることはできない。	重要施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）及びその周囲 おおむね 1,000 m の上空（イエロー・ゾーン）においては小型無人機等を飛行させることはできない。
【5 版】p.65 POINT「違反に対する措置等」	対象施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）で小型無人機等の飛行を行った者及び警察官等の命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。	対象施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）で小型無人機等の飛行を行った者及び警察官等の命令に違反した者は、1 年以下の 拘禁刑 又は 50 万円以下の罰金に処せられる。 また、 周辺地域の上空（イエロー・ゾーン）で禁止された飛行を行った場合も、その行為自体が処罰の対象となり、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられる。
【5 版】p.67 問題 81 解説	小型無人機等飛行禁止法により飛行が規制される場所は、重要施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）及びその周囲おおむね 300 m の上空（イエロー・ゾーン）である。150 m ではない。	小型無人機等飛行禁止法により飛行が規制される場所は、重要施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）及びその周囲 おおむね 1,000 m の上空（イエロー・ゾーン）である。150 m ではない。 答えは 2）のままで変更ありません。
【5 版】p.67 表 1.1「小型無人機	列見出し「周囲 300m」（原則・防衛関係施設／空港の 2 箇所）	列見出しを「 周囲 1,000m 」に変更（2 箇所）。

箇所	現行版	変更内容
等飛行禁止法の例外」		表の下の注記「※対象防衛関係施設、対象空港の周辺地域上空の飛行については、施設の管理者への通報も必要。」に変更はありません。
〔5 版〕p.68 問題 82 解説	小型無人機等飛行禁止法の規定に違反した際の刑罰は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金である。	小型無人機等飛行禁止法の規定に違反した際の刑罰は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金である。 加えて、周辺地域の上空（イエロー・ゾーン）で禁止された飛行を行った場合も、その行為自体が処罰の対象となり、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられる。 答えは 3）のままで変更ありません。選択肢 3）が「50 万円以下の罰金」のみを挙げている点が誤りである、という判断も変わりません。
〔訂正〕教則（第 4 版）移行に伴う追加問題 問題 284 問題文	無人航空機からの物件投下事例として判断されるものとして、誤っているものを一つ選びなさい。 （2025 年 3 月 10 日公開版）	問題文に誤りがありました。Web サイトで公開している追加問題の PDF は修正済みです。すでに印刷してお使いの方は、問題文を次のとおりお読み替えてください。 無人航空機からの物件投下事例として判断されるものとして、正しいものを一つ選びなさい。 答え 1）および解説に変更はありません。

そのほか、教則第 5 版で改訂された事項について

次の 3 点は教則第 5 版で改訂されましたが、本書の各問の正誤に影響はありません。参考として記載します。

- ・人口集中地区の上空に係る規制の対象から、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域内の区域の上空が除かれました。
- ・技能証明の更新申請期間が「満了日以前 6 ヶ月以内」から「満了日の 6 月前から 1 月前までの間」に改められました。
- ・カテゴリー II 飛行のうち総重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合、又はレベル 3.5 飛行を行う場合には、第三者賠償責任保険への加入が求められることが明記されました。

なお、航空法の罰則については、教則第 5 版においても「懲役」の表記が維持されています。拘禁刑への置き換えは小型無人機等飛行禁止法に関する記述に限られます。